

27長寿第59881号
平成27年11月27日

通所介護事業者 様
(高松市に所在する事業所を除く)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

地域密着型通所介護事業所への移行について

日頃より、介護保険の適正な運営につきまして、御協力いただきありがとうございます。

さて、平成28年4月1日から利用定員が厚生労働省令で定める数未満（厚生労働省令で定める数は、19人となる予定）の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所として地域密着型サービスに位置づけられることとなりますが、移行にあたって事業所において必要と思われる手続等を別紙のとおり取りまとめましたので、今後の参考としてください。

なお、Q&Aには、介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項も含まれておりますので、併せて参考としてください。

記

1. 添付書類

- ① 事業所における事務作業等について
- ② 地域密着型通所介護に係るQ&A（関係Q&Aからの抜粋を含む）
- ③ （様式1）利用定員修正依頼書
- ④ （様式2）みなし指定を不要とする申出書
- ⑤ （様式3）みなし指定利用者一覧

2. 参考通知等

- ① 介護保険最新情報 Vol. 380、381、382
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/kaigoZenpan/kaigoZenpan010/>
- ② 全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A（(平成26年)9月19日版）
http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/tuchi/pdf/kaigohokenkaigi_qa0919.pdf
- ③ 平成27年3月2日・3日開催 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料2（P388～P400）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000076525.html>
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A（(平成26年)9月30日版）、（平成27年8月19日版）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>